



森林レンジャーがゆく (55)

梅雨はキノコの山

キノコの季節といえば、秋を想像される方が多いと思います。実際に食用利用されるものは秋に種類が多いため、キノコ狩りのシーズンは秋になりますが、キノコの季節は、6月から始まります。

あきる野の森で230種ほどのキノコを見つけてきましたが、それらの大半が6月から9月にかけて見られます。しかし、この季節にキノコ狩りをする人の姿はありません。

6月から出始めるキノコは、テングタケの仲間が多く、ほとんどが毒キノコです。有名な猛毒キノコとしては「ベニテングタケ」があり、白色の柄に赤い傘で白い斑点があり、絵本などにもよく描かれています。幸い、寒冷地に生えるキノコなので、市内ではほとんど見ることはありませんが、過去に一度だけベニテングタケらしきキノコを見つけたことがあります。

市内で見られるテングタケの仲間は、オニテングタケ、シロオニタケ、ササクレオニシロタケなど25種類ほどになります。6月下旬に雨の中を歩いていると、白いキノコが雨の中で怪しく輝いているのを目にすることが

あります。ほとんどがテングタケの仲間だと思って間違いありません。初めは、一つ二つと数が少ないのですが、日が経つにつれて徐々に数を増やして、樹木の根に沿ってテングタケが広がっている場所が見られるようになります。梅雨明けが近いと感じます。テングタケなど、夏のキノコが観察できるのは、6月下旬から9月上旬までなので、高温多湿やヤブ蚊に悩まされます。



シロツツタケ

テングタケの仲間は、猛毒キノコがほとんどで食用にはなりません。菌根菌といわれ、森の中では生きていて樹木と共生しており、木の根だけでは集めることができない樹木の養分を集めて根に渡し、代わりに樹木の葉で生産した養分を少しもらって生きています。森の中ではとても重要な役割を持ったキノコで、石がごろごろしている所や、やせた尾根などで木が育つのを助けています。(杉野)

にこにこ離乳食教室

- ▽ごっこんコース
 - 日時：7月23日(木) 午前10時15分～11時15分(10時から受付)
 - 内容：離乳食の開始時期と進め方、離乳食作りの実演と試食
 - 対象：おおむね4か月から6か月までの子どもの保護者
 - 定員：12人(申込み順)
 - 場所：あきる野保健相談所
 - ▽申込み・問合せ 健康課母子保健係(直通558・509)

両親学級・ハッピーベビークラブ 土曜コース

- ▽日時：7月18日(土) 午後1時～4時
- ▽場所：あきる野保健相談所
- ▽内容：赤ちゃんの特徴、保育、沐浴実習など
- ▽対象：出産予定日がおおむね平成27年9月から11月までの妊婦とその家族
- ▽定員：30人(申込み順)
- ▽申込み・問合せ 健康課母子保健係

ファミリリー・サポート・センター事業説明会

- ▽日時：6月25日(木) 午前10時30分～11時30分(10時20分から受付)
- ▽場所：子ども家庭支援センター相談室(市役所別館1階)
- ▽対象：市内在住で、地域にお

保健係(直通558・509) 1)

くらしの知恵袋 ～消費生活相談情報～

「訪問購入」もクーリング・オフができます!



【事例】 ある日、「不用品はないか」と言って突然リサイクル業者が訪ねて来た。古着を買い取ってもらおうとしたら「貴金属を見せてほしい」と言われ、数点見せると「売ってほしい」と言われたので、根負けして安値で売ってしまった。翌日、思い直して「返してほしい」と連絡したが、「すでに売却した」と断られた。

【アドバイス】 近年、自宅を訪ねてきた業者が貴金属や和服などを強引に安値で買い取っていくという「訪問購入」の被害が急増したため、規制の対象となり、売ってしまった物を取り戻すクーリング・オフが制度上可能になりました。

- 契約書など書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができ、無条件で契約の申込み撤回や解除が可能です。この期間中は業者に対して物品の引渡しを拒むこともできます。
- 消費者からの依頼がないのに事業者が訪問して買い取りを勧誘することは禁止されました。
- ある物の買い取りに同意して業者が訪問してきた場合でも、同意した物ではなく他の物の買い取りについて勧誘することは禁止されています。
- 事業者には、事業者の連絡先と物品の種類や購入価格、クーリング・オフ制度について記載された書面の交付が義務付け

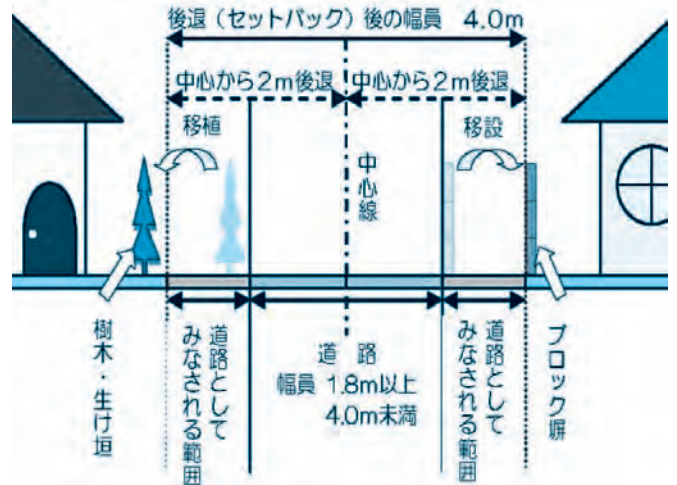
- られています。
- 原則全ての物品が対象ですが、自動車、大型家電、家具、書籍、CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券は規制の対象外です。また、クーリング・オフが適用されない取引形態もあるのでご注意ください。
- トラブルに遭わないために、買い取ってもらおうつもりがない場合は、勇気を出してきっぱり断ることが大切です。訪問購入に関して困ったときは、消費生活相談窓口へご相談ください。
- あきる野市消費生活相談窓口 契約に関するトラブルや悪質商法など、消費生活に関して困ったときは、一人で悩まずに気軽にご相談ください。電話でも相談にお答えします。
- 開設日時…毎週月曜・木曜日 午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
- ※予約の必要はありません。
- 場所…市役所1階市民相談室
- ※月曜・木曜日以外でお急ぎのときは、東京都消費生活総合センターにご相談ください。
- 東京都消費生活総合センター
- 開設日時…毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
- 消費生活相談…☎03-3235-1155
- ※多重債務相談も受け付けています。



建築物などを建築される方へ 道路の中心から2mの後に退くご協力ください

市内には、幅員4m未満の狭い道路がたくさんあります。このような狭い道路で、東京都が指定した道路(建築基準法第42条第2項「みなし道路」)に接している土地で建築物などを建築する場合は、「道路の中心から2m後退した線を、その道路の境界線とみなす」とされています。狭い道路では、日常生活に不

便なばかりでなく、特に住宅密集地で災害などが発生した場合、消火活動や救助活動に支障をきたし被害を大きくする原因となったり、ごみの収集作業にも支障をきたす場合があります。そこで、安全で快適なまちづくりとするために、道路中心から2mの後退にご協力をお願いいたします。



課指導係

都市計画